個別労働紛争解決制度の利用状況

- 平成23年度の利用状況について-

岡山労働局では、平成23年度の個別労働紛争解決制度の利用状況をとりまとめた。その概要は次のとおりである。

「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」施行状況 ~平成23年度~

1. 総合労働相談件数 岡山局 13,322件 ※ 7.4%減

(全 国 1,109,454件 ※ 1.8%減)

2. 民事上の個別労働紛争相談件数 岡山局 2,861件 ※18.9%減

(全 国 256,343件 ※ 3.8%増)

3. 助言•指導申出件数 岡山局 76件 ※ 5.0%減

(全 国 9,590件 ※24.7%増)

4. あっせん申請受理件数 岡山局 83件 ※ 8.8%減

(全 国 6,510件 ※ 1.9%増)

【 ※増減率は、平成22年度実績と比較したもの。】

県内の総合労働相談コーナーにおける相談件数は13,322件(対前年1,071件減、7.4%減) 90%が労働条件に関する相談となっている。

平成20年度(16,128件)をピークに減少傾向に転じ、3年連続の減少となった。

○ 民事上の個別労働紛争に係る相談件数は 2,861 件(対前年 665 件減、18.9%減) 過去 2 年間、全体の相談件数が減少する中、増加していたが、昨年度は大幅な減少となった。 パート・アルバイト、期間契約社員等の非正規労働者からの相談の割合は、前年度とほぼ同 程度の全体の 31.5% (901 件) であった。

相談の内容は、解雇、労働条件引下げに関するものが減少し、制度発足以来、はじめて、いじめ・嫌がらせが最も多くなった。

- ① <u>助言・指導制度の受付件数 76 件</u>(対前年 4 件減、5.0%減) 退職勧奨、解雇、いじめ・嫌がらせに関するものが多くなっている。 助言・指導を行ったもののうち 72.4%が解決(一部解決を含む)している。
- <u>あっせん受理件数は83件</u>(対前年8件減、8.8%減)紛争内容は、解雇、退職勧奨、雇止め等の労働契約の終了に関するものが多くなっている。また、いじめ・嫌がらせに関するものも多く寄せられている。

受理した申請の内、50.6%が何らかの合意解決に至っている。

あっせん申請があったもののうち 75件(90.4%)が1ヶ月以内に処理を終了している。

近年、相談件数は減少傾向にあるが、相談内容は複雑、多様化している。

個別労働関係紛争解決制度は平成 13 年 10 月の法律施行から 10 年を経過し、職場での紛争の簡易・迅速な解決手法として利用されている。

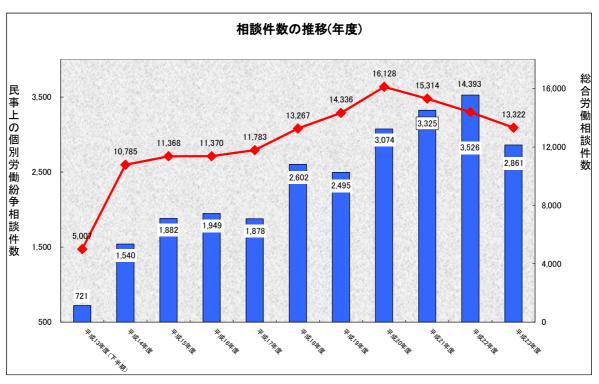
岡山労働局においては、本年度から企画室に設けている総合労働相談コーナーにいじめ・嫌がらせ等の困難事案担当の総合労働相談員を配置し相談対応を行っている。

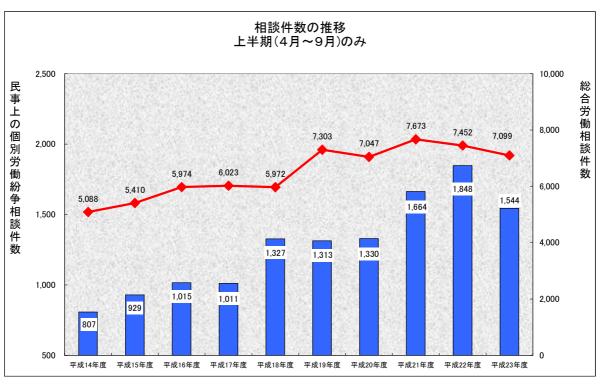
1. 相談受付状況

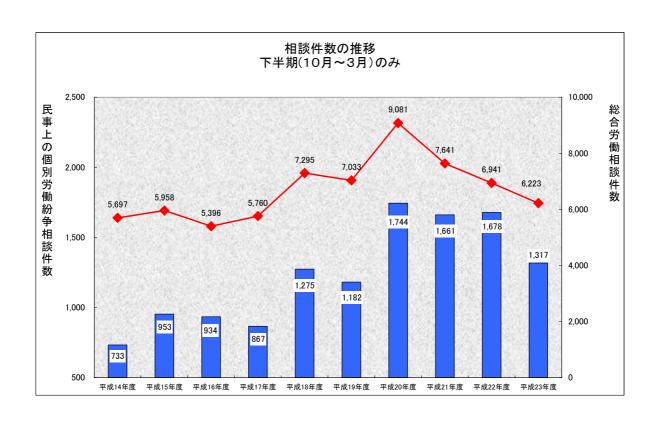
岡山労働局では、労働局を始めすべての労働基準監督署に、労働問題に関するあらゆる相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを設置しているところである。

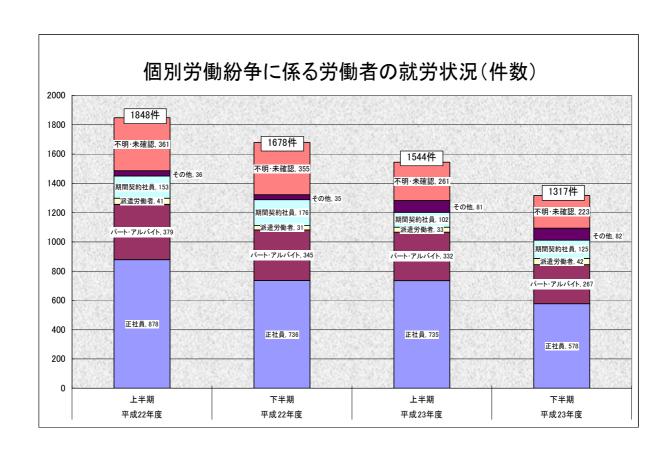
平成23年度1年間に寄せられた相談は13,322件と平成22年度比で1,071件減少した。率では7.4%の減少であった。

このうち、労働基準法上の違反を伴わない解雇、労働条件の引下げ等のいわゆる民事上の個別労働紛争に関するものが2,861件であり、平成22年度比で665件減少した。率では18.9%の減少であった。







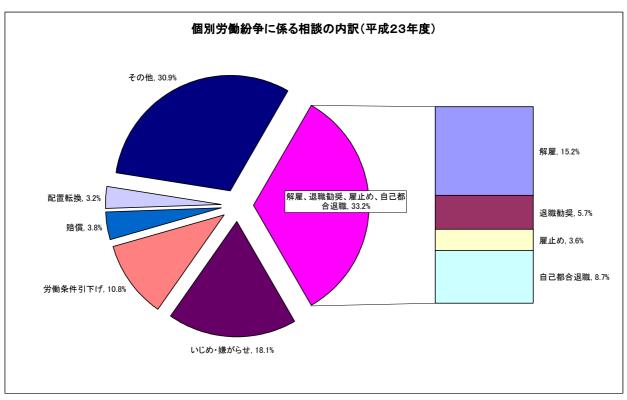


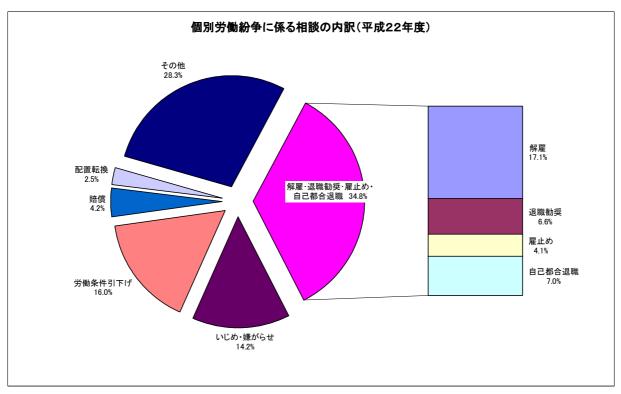
2. 個別労働紛争相談の状況

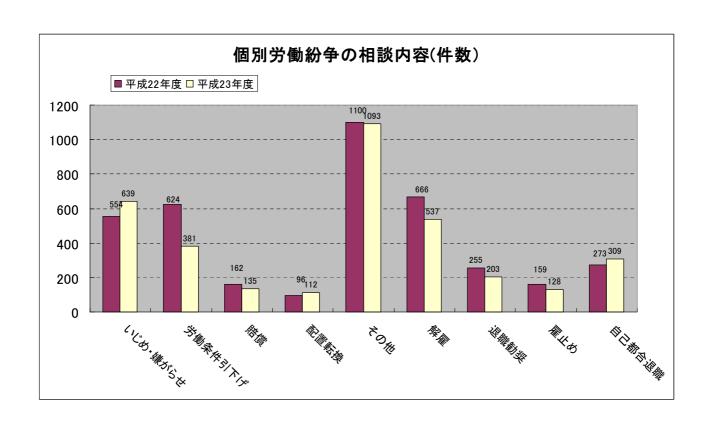
平成23年度の民事上の個別労働紛争に係る相談は、いじめ・嫌がらせに係る相談が最も多く全体の18.1%となっている。次いで解雇(15.2%)、労働条件引下げ(10.8%)となっているが、前年度に比べると労働条件引下げは5.2%、解雇は1.9%の減少となった。

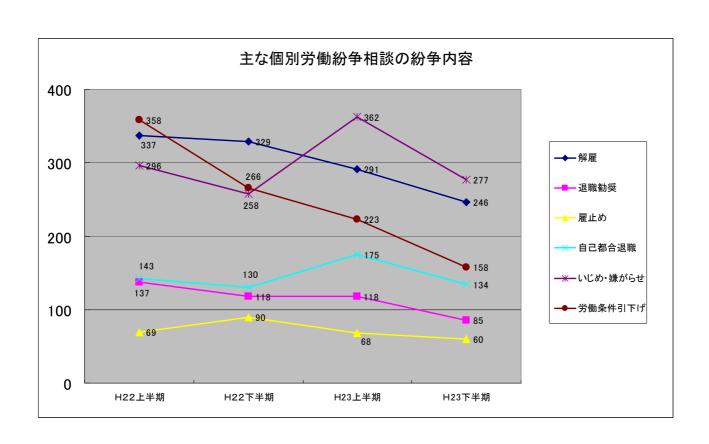
解雇、退職勧奨、雇止めといった労働契約の終了時に係る相談の割合は33.2%で、依然、 全体の3分の1を占めている。

(個別労働紛争に係る相談の内訳)









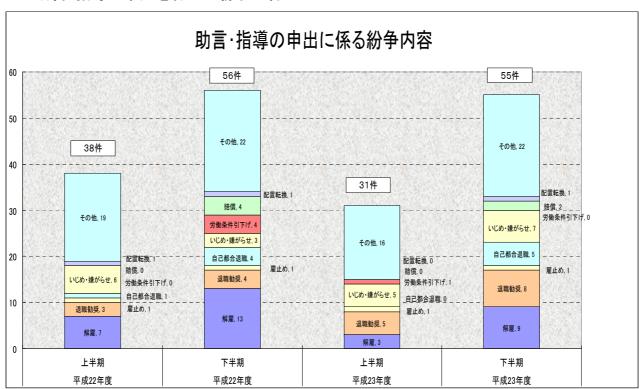
3. 個別労働紛争の解決状況

(1) 助言·指導

ア 助言・指導の申出件数と解決率の推移



イ 助言・指導の申出を行った紛争内容



(2) あっせん

ア あっせんの受理件数と解決率の推移



イ あっせんを行った紛争内容

